

兵庫県道路啓開計画策定協議会（仮称） 規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「兵庫県道路啓開計画策定協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、大規模災害発生時における道路啓開を迅速かつ円滑に実施するため、兵庫県における、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 22 条の 3 に定める道路啓開計画を策定し、道路啓開の実施に係る連絡調整その他道路啓開を効果的に行うために必要な協議を行い、道路啓開の実効性向上を目的とする。

（協議事項）

第 3 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- （1）対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- （2）優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること。
- （3）道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- （4）道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること。
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するために、関連道路管理者及び各種関係団体等（以下、「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 協議会には会長、副会長を置くものとし、会長は兵庫県土木部長を、副会長は兵庫国道事務所長、姫路河川国道事務所長、豊岡河川国道事務所長及び神戸市建設局長をもって充てる。
- 3 会長に事故などある時は、副会長がその職務を代行する。
- 4 協議会の構成員は、別紙－1 のとおりとする。ただし、会長は、必要に応じ構成員以外の者の協議会への出席を求めることができる。
- 5 協議会は、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けることができる。ワーキンググループを設置した場合は、検討結果を協議会に報告しなければならない。

（協議結果の尊重）

第 5 条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議会の公開)

第6条 協議会は原則として非公開とする。

(事務局)

第7条 協議会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 事務局は、国土交通省近畿地方整備局道路部道路管理課、兵庫国道事務所管理第二課、豊岡河川国道事務所道路管理課、姫路河川国道事務所道路管理第二課、兵庫県土木部道路保全課、及び神戸市建設局道路工務課に置くものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第9条 協議会は、法第28条の2第1項の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和8年7月 日から施行する。

兵庫県道路啓開計画策定協議会 名簿（案）

（順不同）

機 関	役 職	備 考
兵庫県	土木部長	会長
近畿地方整備局 兵庫国道事務所	事務所長	副会長
豊岡河川国道事務所	事務所長	副会長
姫路河川国道事務所	事務所長	副会長
神戸市	建設局長	副会長
近畿地方整備局 道路部	道路情報管理官	
兵庫県 土木部	道路保全課長	
兵庫県道路公社 技術部	保全課長	
神戸市道路公社 道路管理部	管理課長	
西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス事業部	保全サービス統括課長	
神戸高速道路事務所	所長	
福崎高速道路事務所	所長	
姫路高速道路事務所	所長	
第二神明道路事務所	所長	
福知山高速道路事務所	所長	
阪神高速道路株式会社 保全交通部	防災・危機管理室長	
本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター	副所長	
鳴門管理センター	副所長	
兵庫県警察 本部 交通部	交通規制課長	
警備部	災害対策課長	
防衛省 陸上自衛隊 中部方面特科連隊	姫路駐屯地司令	
神戸市 消防局	警防課長	
(一社)兵庫県建設業協会	会長	
(一社)建設コンサルツ協会 近畿支部	兵庫地域委員長	
(一社)兵庫県測量設計業協会	会長	
(一社)日本自動車連盟 関西本部	業務推進課長	
(一社)日本建設機械インテ協会 関西ブロック	兵庫支部長	
(一社)日本機械土工協会	近畿支部長	
関西電力送配電株式会社 神戸本部	配電グループ チーフマネージャ	
NTT 西日本株式会社 兵庫支店 設備部 災害対策室	次長	
(公社)日本水道協会 兵庫県支部 事務局	神戸市 水道局 技術企画課長	

機 関	役 職	備 考
(一社)日本コミュニティーガス協会	事務局長	
大阪ガスネットワーク株式会社	兵庫事業部長	
近畿地方整備局	防災室長	
兵庫県 危機管理部	災害対策課長	
神戸市 危機管理局 防災企画課	課長（計画担当）	
近畿地方整備局 神戸港湾事務所	事務所長	
兵庫県 土木部	港湾課長	
神戸市 港湾局 海岸防災課	課長（防災担当）	
神戸市 港湾局 神戸港管理事務所	所長	